

随意契約によることとした理由

1 業務名

広島城天守の木造復元に向けた技術検討業務

2 業務概要

本業務は、鉄筋コンクリート造の現天守の解体及び天守群の復元等（「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日文化審議会文化財分科会決定）における「復元」及び「復元的整備」をいう。）に向けて、石垣をはじめとする史跡の遺構（以下「文化財」という。）等への影響、現天守の解体及び天守群の復元等に係る技術的課題等について考古学的視点及び工学的視点から基礎的な検討を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市中区上八丁堀8番2号

(2) 商号又は名称

清水建設株式会社 広島支店

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、城郭建築や文化財に関する高い専門知識、技術及びノウハウなどが必要となることから、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザル手続において、3者から提案書が提出され、それらを「広島城天守の木造復元に向けた技術検討業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者の提案書が最も高い得点であったことから、同者を受託候補者として特定した。